

資格取得等助成金受給資格（認定・変更）申請書

年 月 日

（宛先）松山市長

松山市資格取得等助成金交付要綱第5条（第1項・第4項）の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。また、申請事項の確認のために必要な限度において、市職員が私に関する資料を閲覧することに同意します。

ふりがな 1氏名	生年月日	年	月	日
2住所 〒 松山市	電話番号	—	—	
3教育訓練施設名称（スクール名）				
4教育訓練施設所在地				
5教育訓練講座名称	厚生労働大臣 指定講座番号			
6教育訓練の期間 （予定）	年	月	日	費用 （予定）
	年	月	日	入学金 受講料
7現在の就職の有無	有	・	無	有の場合の 雇用形態
				正規
				・
				非正規
	業務内容			
8上記7で就職有と回答した方で、今回の資格取得による転職希望の有無				有
				・
				無
9過去にこの制度に基づく助成金の交付の有無				有
				・
				無


添付書類

- 1 公共職業安定所に求職登録していることを証明する書類（ハローワークカードの写し）
- 2 教育訓練給付金支給要件回答書の写し
- 3 教育訓練講座のパンフレット等その内容が分かるもの
- 4 市税の完納証明書
- 5 その他市長が必要と認める書類

注意

- 1 支給の対象となる費用は、教育訓練講座の受講について支払う入学金及び受講料（受講に当たり必須の教材の購入に要する費用を含みます。）です。
- 2 支給額については、教育訓練施設に支払われた金額に基づき算定することとなります。
- 3 公共職業安定所の教育訓練給付金の受給の有無の確認ができない場合は、松山市から照会を行います。

資格取得等助成金受給資格認定書

1氏名	生年月日	年	月	日
2住所	電話	—	—	
3教育訓練施設名称（スクール名）				
4教育訓練施設所在地				
5教育訓練講座名称	厚生労働大臣 指定講座番号			
6教育訓練の期間 （予定）	年	月	日	費用
	年	月	日	（予定）
				入学金
				受講料
7助成金支給予定額	円			
<p>松山市資格取得等助成金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、 以上のとおり認定します。</p> <p>年 月 日</p> <p>発行者 松山市長 </p>				

注意

- この認定書は、助成金の申請を行う際、必要になる場合がありますので大切に保管してください。
- 事実を秘して不正に助成金を受給し、又は受給しようとした場合は、助成金の支給を中止し、又は返還を求める場合があります。
- 助成金の支給を受けるためには、講座修了日の翌日から1月以内に、資格取得等助成金請求書（様式第3号）に関係書類を添えて請求手続を行うことが必要です。
- 助成金の支給を受けるためには、教育訓練講座の修了まで、松山市に在住することが必要です。
- 助成金の支給後、就職状況調査を行いますのでご協力をお願いします。

資格取得等助成金支給申請書

年 月 日

（宛先）松山市長

松山市資格取得等助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

ふりがな 1 氏名	生年月日	年 月 日
2 住所 〒 — 松山市	電話番号	— —
3 教育訓練の期間 (実績)	年 月 日 ~	年 月 日
4 支払った費用	入学金 円	受講料 円
	支払合計金額	円
5 請求金額	円	
備 考		

添付書類

- 1 教育訓練修了証明書（様式第4号）又は訓練施設が発行する修了を証明する書類（市長が認めたものに限る。）
- 2 入学金及び受講料の支払を証明する書類（領収書等）
- 3 住民票（助成金受給資格認定申請時から教育訓練講座修了時までの間において松山市内に在住していたことが分かるもの）
- 4 振込みを希望する金融機関及び口座番号が分かる書類
- 5 その他市長が必要と認める書類

注意

- 1 講座修了日の翌日から1月以内に請求手続を行ってください。
- 2 教育訓練施設から修了証明書等が発行されない場合は支給できません。

資格取得等助成金支給決定通知書

松山市指令第 号
年 月 日
(課)

様

松山市長 印

年 月 日付 認定番号第 号で認定した松山市資格取得等助成金は、次のとおり決定したので通知します。

1 支給年度	年度
2 支給金額	¥ ー
3 支給の条件及び指示	<p>(1) この助成金は、本助成事業の目的以外に使用してはいけません。</p> <p>(2) この助成事業については、市長及び監査委員が調査し、又は監査することがあります。</p> <p>(3) 松山市補助金等交付規則第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがあります。</p> <p>(4) (3)により取り消した場合は、助成事業の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が支給されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとします。</p>